

株式交換に係る事後開示書類



(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 11 月 1 日

V T ホールディングス株式会社  
株式会社ホンダ四輪販売丸順

2021年11月1日

## 株式交換に係る事後開示事項

愛知県名古屋市中区錦3丁目10番32号

VTホールディングス株式会社

代表取締役社長 高橋 一穂



岐阜県大垣市新田町二丁目1234番地

株式会社ホンダ四輪販売丸順

代表取締役社長 今川 喜尊



VTホールディングス株式会社（以下「VTホールディングス」といいます。）と株式会社ホンダ四輪販売丸順（以下「ホンダ四輪販売丸順」といいます。）は、2021年10月8日付で両社の間で締結した株式交換契約書に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、VTホールディングスを株式交換完全親会社、ホンダ四輪販売丸順を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める当社の事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年11月1日

#### 2. 株式交換完全子会社における事項（会社法施行規則第190条第2号）

##### （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

##### （2）会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

ホンダ四輪販売丸順は、会社法第785条第3項の規定により、2021年10月8日付で、ホンダ四輪販売丸順の株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社であるVTホールディングスの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

なお、会社法第787条及び第789条の規定に基づく手続については、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における事項（会社法施行規則第190条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、VTホールディングスにとって会社法第796条第2項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。

（2）会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

VTホールディングスは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2021年10月11日付で、VTホールディングスの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社であるホンダ四輪販売丸順の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、VTホールディングスに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

なお、会社法第799条の規定に基づく手続については、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、VTホールディングスに移転したホンダ四輪販売丸順の普通株式の数は、65,280株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

（1）VTホールディングスは、会社法第796条第2項本文の規定により、株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したVTホールディングスの株主はおりませんでした。

（2）ホンダ四輪販売丸順は、会社法第783条第1項の規定により、2021年10月27日の臨時株主総会決議（会社法第319条の規定に基づく書面決議）において、株式交換契約の承認を受けて本株式交換を行いました。

（3）VTホールディングスは、2021年10月4日に、VTホールディングスの連結子会社である株式会社ホンダカーズ東海が所有するホンダ四輪販売丸順の普通株式126,720株を現物配当の方法により取得いたしました。

（4）VTホールディングスは、基準時（本株式交換によりVTホールディングスがホンダ四輪販売丸順の発行済株式の全てを取得する時点の直前時）のホンダ四輪販売丸順の株主名簿に記載された株主（ただし、VTホールディングスは除きます。）に対し、その所有するホンダ四輪販売丸順の普通株式1株につきVTホールディングスの普通株式9.70株の割合をもって、VTホールディングスが保有する自己の普通株式を割当交付いたしました。

なお、V Tホールディングスが割当交付した普通株式の総数は 633,216 株であります。

(5) 本株式交換により増加するV Tホールディングスの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

(i) 増加する資本金の額 : 0 円

(ii) 増加する資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条に従いV Tホールディングスが別途定める額

(iii) 増加する利益準備金の額 : 0 円

以上